**青少年育成勝山市民会議**

**勝山市青少年健全育成推進事業補助金交付要領**

平成２８年４月　１日全部改正

平成３０年３月２６日一部改正

平成３１年４月　１日一部改正

1. 趣旨

青少年自らが社会の一員として積極的に社会参加ができる環境を整え、健全な社会人として成長していける地域社会をつくりあげることが求められている。青少年育成勝山市民会議（以下「市民会議」という。）では、その一助となるよう、青少年健全育成のための事業に対し補助金を交付し支援する。

1. 補助対象団体

次に掲げる団体に限る。

1. 勝山市内の各地区かつやまっ子応援ネットワーク
2. （１）を除く勝山市内に活動の本拠を置き、地域の活性化を目的に活動する市民の団体とする。ただし、次に掲げる要件を満たすものに限る。
3. 営利を目的とせず、事業内容について明確な会計経理を実施・報告できる団体
4. 特定の政治団体又は宗教団体に所属していない団体
5. 団体規約又は総会資料が提出できる団体

ただし、複数の団体が合同で実施する場合は、それぞれの団体の規約又は総会資料を提出するものとする。

1. 補助対象事業

次に掲げる内容をすべて満たす事業に限る。

1. 勝山市青少年健全育成計画７つのルールを１項目以上推進する内容であること

ただし、各地区かつやまっ子応援ネットワークは、７つのルールの内、重点とするルールを選択し、年間を通じてそのルールを意識しながら事業展開を図ること

|  |
| --- |
| ■７つのルール■  １．毎日きちんとあいさつをしよう  ２．家族や友達、地域の人々とたくさん話をしよう  ３．外で元気に遊び、自然とふれあう体験をどんどんしよう  ４．人への感謝と思いやりの気持ちを養おう  ５．ルールを守る気持ち・がまんする気持ちを身につけよう  ６．個人としての強さや個性を養おう  ７．ふるさとの魅力をよく知り、広く世界を知る目を養おう |

1. 補助対象団体自ら主催又は共催する事業であること
2. 補助対象事業は実施する年度内に完了すること
3. 県・市が実施する他の補助金を受けていないこと
4. 地域の大人と青少年が交流できる計画であること

（６）青少年が事業の準備や運営に携われるように努めていること

（７）補助対象となる事業経費の総額１０％以上が自己資金として計上されていること

ただし、各地区のかつやまっ子応援ネットワークが実施する事業について

は、自己資金の有無は問わない

（８）事業内容が前回と同様な場合は、事業の発展を考慮して前回申請時に報告書

に記入した課題への改善方法を具体的に申請書に明記すること

（９）屋外での事業に関しては、荒天時の場合の事業廃止・中止・事業変更等の対

応を事前に計画するよう努めること

1. 補助対象経費

下記表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容・注意事項 |
| 材料費 | 事業を実施するうえで、必要となる材料（食材を含む。）  ※食材に関しては、子どもが調理するメニューに限る。  ※バーベキューの食材・燃料は対象外とする。 |
| 食料費 | 奉仕作業時・夏の事業時の水分補給のための飲み物代  ※アルコール飲料・茶菓子・弁当は対象外とする。 |
| 報償費 | 講師謝礼  ※申請団体の会員への謝礼は認めない。  ※予算書には誰に支払うかを明記すること。 |
| 旅費・交通費 | 調査等に伴う交通費、高速道路通行料、宿泊費（実費） |
| 施設使用料 | 会議・事業実施のための会場使用料・道路占用許可料 |
| 賃借料 | バス代、備品等を借りる場合の費用 |
| 書籍購入費 | 図書・文献・写真等の書籍購入費 |
| 広告宣伝費 | 新聞の広告掲載料、新聞折込料等 |
| 通信費 | 郵便費、電話代等の通信費  ※電話代については、その事業のみに使われ、証拠書類が他のものと明確に区別できるようにすること。 |
| 消耗品費 | 事務用品・日用品等  ※１つの物品が１万円以上（税込）のものは対象外とする。 |
| 印刷費 | 資料、パンフレット、チラシ等の印刷費 |
| その他の経費 | 衣装クリーニング代・保険代等 |

1. 補助金の額

（１）各地区かつやまっ子応援ネットワークへの補助金は、地区の小学生の総人数に一定の額を乗じた額に、均等割４万円を加えた合計額を上限とする。

（２）その他の団体の補助金は、補助対象経費の９０％とする。ただし、３万円を

上限とする。（予算の範囲内）

1. 交付申請
2. この事業を申請しようとする団体は、次の書類を市民会議へ提出しなければならない。

　　　　　・勝山市青少年健全育成推進事業補助金交付申請書（様式１）

　　　　　・勝山市青少年健全育成推進事業計画書（様式２）

　　　　　・勝山市青少年健全育成推進事業収支予算書（様式３）

　　　　　・団体の会員名簿又は役員名簿

　　　　　・団体規約又は総会資料

1. 申請書の受付は、原則として事業実施予定日の１ヶ月前までとする。
2. 市民会議は、申請書の提出があったときは、同役員・理事により、その内容を審査し事業の目的に適合しているかを判断し、採否を決定する。
3. 交付決定

市民会議は、採否の結果について申請者に交付決定通知書を通知する。

1. 補助金の交付
2. 申請者は交付決定通知書に基づき、補助金交付請求書（様式４）を提出する。
3. 補助金の交付は前払いとし、原則として口座振込とする。
4. 申請時の事業計画を変更するとき、又は事業を廃止若しくは中止するときは、速やかに変更（廃止・中止）申請書（様式５）を提出しなければならない。
5. 補助金のうち返還が生じた場合には、実績報告時に返還するものとする。
6. 実績報告

　　申請者は事業終了後、１ヶ月以内に次の書類を市民会議へ提出し実績報告をしなければならない。

　・勝山市青少年健全育成推進事業実績報告書（様式６）

　・勝山市青少年健全育成推進事業実施内容等報告書（様式７）

　・勝山市青少年健全育成推進事業収支決算書（様式８）

　・領収証の写し

　　　・活動写真（下記問い合わせ先のメールアドレスへ送信又はＣＤ、現像写真で提出する。）

　・現金出納簿の写し（任意）

１０．事業内容の広報・発表

　　　補助金を受けた団体は、当該事業の内容について市民会議の広報紙・勝山市のホームページへ掲載及び「かつやまっ子応援ネットワーク全体会」での発表に協力する。

１１．この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、市民会議の役員・理事で協議する。

１２．附則

　　　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

　　　この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

　　　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

【問い合わせ先】

　　　青少年育成勝山市民会議事務局

（勝山市教育委員会　事務局　青少年室内）

　　　〒９１１－０８０４

勝山市元町１－１５－１　勝山市青少年センター

　　　TEL：８７－０１０１　FAX：８８－１００４

　　　E-mail seisyounen@city.katsuyama.lg.jp